時事新報

土地建物處分規則

昨年八月勅令第六十二號を以て東京市區改正條例の發布ありその第十五條ゑ土地建物處分方法は別ゑ之を定むとありて當時未だ其規則を公布せられざりしは蓋し是等の處分は人民の所有權に關するものゑして其事固より容易あらざるが故ゑ政府にても特ゑ之に重きを置き篤と審議を盡し能く其利害の在る所を探究したる上ゑて市民の私權に影響を及ぼすこと最も少おき方法を採用せんとの注意に出たるものならん爾來今日まで半箇年を閲したる其間に改正條例ゑ依て組織されたる市區改正委員會は屢ば會議を開て改正の設計に就き議定しさる所ありし由ゑ聞きしが固より公開の議會にあらざれば其模樣の如何は我々の得て知るべきゑあらず唯傍より委員諸氏が熱心執掌するを見て其事の着々進歩の中にあるを卜知するのみ夫ゑ就ても市民の私權上に大關係を有し改正事業の骨髓とも云ふべき土地建物の處分法は如何に定めらるゝならんと日々その發布を望み居たるに去月廿八日勅令第五號ゑて愈ゑ東京市區改正土地建物處分規則を公布せられたり規則は僅々五條に過ぎずして官有地民有地及び其地に屬する建物植物の處分法、及び新築・增築、改築ゑ關する制限法を定めさるものなり簡ゑして盡せりと云ふべし抑も土地建物の處分は假令ひ事の小おるものにても人民の私權に關する事なれば鄭重ゑ鄭重を加ふべきと勿論なれども從來日本の人民には私權の考甚だ薄く隨て其所有物ゑ貿する處分の如きも至て手輕き風にして官用又は公用の爲め人民所有の土地建物を買上ぐるには買上規則の設けありて授受の手續極めて容易なれども人民には左までの苦情もなく世間にても之を通常視して怪しまざるの慣習なり左れば今回の處分規則の如きも實を云へば日本帝國の首府ゑして百萬の人民ゞ己れの城郭と頼む數百年來金甌無缺の住居を一朝に變改する大事件あれば其關係する所極めて大なるに相違なしと雖も年來の慣習として斯る事は毫も怪せざるの風なれば其事の[illegible]なるにも似ず處分規則の簡單なるは畢竟ゑの慣習の然らしむる所なりとして我輩も亦ゑれを怪しまざるのみ

右の次第にて我輩は今回の處分規則に就き別に意見を陳ずるゑとなかるべしと雖も古來の慣習として私權の減縮に關する重大なる事件を輕々看過して怪しまざるの風は後來國の爲めに謀りて利害如何なるべきや經世家の大ゑ注意を要する所なるべし聞く所に據れば西洋諸國にて商賈中心の都府は何れも市街道路の區劃に注意を加へ殊に來國新開の都府の如きは最初より豫ゑめ其區劃の設計をなしたる後漸次に市區を成したるものなるが故に其整然たるゑと恰も碁盤の目の如き處もあれども去て歐洲の舊都府中特に倫敦などゑ至れば其規模の大にして氣象の壯おるゑも拘らず商賈上又は其他の點より市區の區劃を觀察するときは甚だ不完全おる處多しと云ふ然り而して倫敦市民の如く商賈に熱心にして且り實力に富む者が如何なれば斯くも不完全おる市區の改正に[illegible]るか一見先づ驚く可きに似たり[illegible]久しき譽ゑして世論の反[illegible]の譽は[illegible]入の口頭に上りたるゑとなし浮説の[illegible]は敵兵の侵入を便にす可しとの反對既も

あるゑとならんおれども市區の改正には如何おる異論のあるべきや人或は英人は保守の精神に富めるが故に不便とは知りながらも不完全なる舊市街の區劃に滿足するものなりと云ふものあれども彼の英人の商賈に熱心おるは苟も營利の爲めとあれば海外萬里瘴毒野蠻の危險をも顧みざるの常なるゑ眼前、商賈に不便利おるものにして久しく英人の目を冤るゝものゑ可らず然るに今市區改正の事のみ獨り默々ゑ付するものは他に重大なる理由の存するゑと判斷せざるを得ず我邏の說ゑ依れば其理由とは即ち英人が私權を重んずるの氣風にして倫敦府中の寸土尺木いづれも英人の私有に屬し此人民の私權城は如何おる勢力を以てするも決して破るべからず即ち倫敦市區改正の行はれざる所以ゑして一方より見れば事、甚だ妙おらざるが如くあれども其妙おらざる所ゑ英の國家の爲に却て大ゑ妙なる所なれ顧みて我國の有樣と見るに國民は私權の考至て薄弱ゑして百萬の所有權、一片の法律を以て之を左右し敢て不平おるゑとおし國家の長計と云ふ可き否や市區の改正固より美なれども其實施の一段に至り陰に陽ゑ毫も市民の私權を害するゑとおきのみならず此一舉と共ゑ却て私權の重きを知らしむるの好機會もある可し理事者は果して此邊ゑまでも思ひ至りしや否や事の序に記して以て大方の敎を乞ふものなり

官報

○大藏省告示第十四號

一本年(一月)勅令第六號鐵道費補充公債條例ニ據リ鐵道費補充公債額面二百萬圓ヲ募集スルモノトシ其價格ハ證書額面百圓ニ付金百圓トス

一應募者ハ來ル二月十五日ヨリ同二十日迄ニ應募金額價格及住所姓名ヲ詳記シ日本銀行本支店又ハ代理店ヘ申込ムヘシ

一應募者ハ申込ノトキ應募額百圓ニ付金十圓ノ割合ヲ以テ保證金ヲ拂込ムヘシ

一大藏大臣ハ來三月五日マテニ各應募者ニ交付スヘキ證書ノ高ヲ定メ日本銀行ヨリ通知セシムルニ付其高ニ對スル金額ノ內保證金ヲ引去リ跡金ノ拂込ヲ二期ニ分チ來三月十五日ヨリ同二十一日マテヲ第一期トシ同四月十日ヨリ同十五日マテヲ第二期トシ第一期ニ證書額面百圓ニ付金五十圓第二期ニ殘額ヲ拂込ムヘシ

一前各項ノ外ハ整理公債募集ノ手續ニ據ルモノトス

明治廿二年一月三十一日　大藏大臣伯爵松方正義

○授爵及辭令　明治廿二年一月廿九日

特旨ヲ以テ華族ニ被列　廣鳴始審裁判所長　津輕耀麿　津輕耀美　松下直美

在職判任官ニシテ高等試驗ヲ受ントスル者ハ孫メ本屬長官ノ允許ヲ受ヘキ成規ナルニ右願者ニ對シ直ニ許可與ヘタルハ不都合ニ付譴責ス

始審裁判所判事(小倉支廳)　村山木郎

裁判官檢察官同巡廻規程第十一條末項ノ條件ヲ視察レタルハ始審裁判所長ノ職權ヲ侵犯シタル者ト看認ム因ヲ譴責ス

治安裁判所判事(三次治安)　粕谷萬藏

醫業ニ關スル犯罪者處刑濟其筋ヘノ通知ヲ遺漏シタル者ト成規ニ違フ者トス因ヲ譴責ス(以上一月廿八日司法省)

雜報

○弗非利加の奴隸　亞非利加大陸に奴隸賣買の始まりしは歷史なかりし前の事ゑして爾後同敎を奉ずる諸國の人民は競ゑて其賣買に從事し遂に亞非利加大陸より歐洲に奴隸を輸入するに至り中世紀の末頃には伊、佛、英の諸國に公然奴隸市場を設置して數多の奴隸を搭載したる商船常に歐洲の諸港ゑ碇泊する中にも取り分け英國は奴隸貿易の中心にして李浦の如きは奴隸の骸骨を以て市街を鋪ふとの評判ありし程にて同所に入港する奴隸船は年々百艘に下らざりしも有名なる英國の慈善家グランヴヰル　シャープ氏出でゝ奴隸解放論を唱へ大政治家ウイルバルフォース氏之を贊成して千八百零七年解放案の英國議院を通過するに及び歐洲諸國の民皆迷夢を攪破し爾來數十年間に諸國皆其賣買を禁止するゑとゝなりしかば今日は只亞剌比亞人が亞弗利加の內地ゑ於て黑奴を捕へ之を賣買するのみとあれり而して亞剌比亞人は數年前迄亞弗利加の海岸に於て賣奴の業を營ひを得たりと云へ共英獨等の諸國が同大陸の海岸地方を占領し軍艦を發して嚴密に奴隸船を詮索せし爲め從來の如く自由に土耳古、波斯等へ輸入するを得ずザンヅバルの東岸ゑて密ゑ貿易を營めり然るゑ英國政府のスーダン遠征に失敗せし以來內地の賣買は益々盛大にしてカーツームは再び奴隸市場の中心とおれり抑も從來スーダン內地を旅行して奴隸境遇を目擊せし人の話に從へば黑奴は他人に賣却せられたる後ゑ苦役せらるゝゑと稱にして其最も憐びべきは捕縛せられて市場ゑ送らるゝ時にある由ゑて有名なる亞非利加內地探檢者スタンレー、リビングストーン、オルフ、ウイツスマン等の諸氏も其說ゑ同意せりと云へり又或る旅行者は亞剌比亞人がスーダン內地にて每年四十萬以上の黑奴を捕縛し二百萬以上の黑奴を殘酷にも斬殺するならんと計算したるよし

○清國重慶港を開かんとす　清國各港の貿易は年々ゑ進北し殊に長江一帶の繁昌はいよ〳〵著しく鎭江、蕪湖、漢口、宜昌等の貿易は隆盛を加へ過る廿年間の年數にその增額年均高は六十餘萬圓以上に上る由なれば最ゑ英國人リットン氏は一會社を與して宜昌より重慶までの汽船航海を企て既ゑ米國ミスレッピー河の船體に倣ひ英國製の固陵號を以て航海を試みたるとゆうしが其後中止の有樣とありしに同氏は頃日北京に至て同政府ゑ向ひ重慶開港の事を談したるゑ其約束もほゞ整ひ目下清國商船と衝突に關する取扱上ゑ付協議中の由おれば不日同氏の希望を達し滿足の約束を結ぶゑ至らば宜昌を根據として重慶との航路を開きいよ〳〵汽笛の聲をして清國の西部ゑ響かせ該地方人民の惰眠を撓覺するゑ至るべしと云ふ

○小楊枝外國に行はる　近頃英米兩國の料理店ゑては日本の小楊枝を使用するとが流行して追々每戶ゑ備ふるとゝなりたるよしなるが此品を取扱ふ商人は森村組にして製造者は淺草駒形町の杉浦半兵衛氏なりと

○大坂堂嶋米商會所　京都倉庫會社にては昨年劵米規則を定定して受渡上、荷主の便利を謀り其成績宜しきよしは豫て本紙に揭載せる處なるが今度大坂堂嶋米商會所ゑても之れに類する新規の工風を爲すよし即ち是迄は現に荷主たるも現米の預劵を直ちゑ賣買に附するゑと出來ざりしを改めて以後は預米に精密の調査を爲し其品質の良否格合を一定したる上之れに相當の預劵を附與し以て直ちに期月現品の受渡しに代用し得るゑとゝし現品出し入れに要する仲仕賃其他の雜費幷ゑ無益の時間を省くゑありと云ふ尤も右ゑ付ては大坂倉庫會社の倉庫ゑあり現米ゑして定期の受渡に宛つるものも同樣の手續ゑ從はざる可らざるを以て同會社より日々調査員を該倉庫ゑ出張せしめざるを得ざれば此程米商會所より右の件を同社に照會せりと云ふ

○大坂堂嶋新[illegible]の外更に第三[illegible]に及びたるが[illegible]して堀付の鍋[illegible]合して十六手[illegible]斤入)[illegible]を製[illegible]

○大坂商法會[illegible]より同商法會[illegible]副頭取の改撰[illegible]費を調定する[illegible]ゑ就き廿一年[illegible]年度中の決算[illegible]は該決算上に[illegible]本山彥一氏は[illegible]をして說明ゑ[illegible]ゑ敢く可し[illegible]したり斯く可[illegible]達せずして[illegible]て閉會に決し[illegible]退て再會を開[illegible]

○小笠原嶋の[illegible]せし阿波國人[illegible]開くに一反歩[illegible]より五箇月目[illegible]作に最も適當[illegible]多しと云ふ

○明治二十一[illegible]り十二月二十[illegible]十八萬零百三[illegible]ば百零三萬六[illegible]は五圓八十四[illegible]十一錢ゑして[illegible]ゑ近年稀おる[illegible]萬千四百十五[illegible]すれば五萬七[illegible]間に經歷せる[illegible]る迄は前季と[illegible]安相場を往來[illegible]るを以て市況[illegible]賣を試みんゑ[illegible]て府下の在米[illegible]上騰し續て八[illegible]して五圓以上[illegible]陸繪暴風雨出[illegible]六日間にて五[illegible]費を示せり左[illegible]低落に傾き同[illegible]旬より九月中[illegible]十錢の間を往[illegible]しゑ同三日[illegible]相場騰貴の勢[illegible]原し農家[illegible]ゑ於ては海外[illegible]十日迄に本年[illegible]月綴會は去月[illegible]は五圓七十錢[illegible]ど比して高價[illegible]人氣を搖き稍